

議案第 171 号

伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
制定について

伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のとおり
制定しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項
及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、伊賀市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）
及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、24 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、56 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

(伊賀市農業委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 伊賀市農業委員会条例（平成 16 年伊賀市条例第 181 号）

(2) 伊賀市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する
条例（平成 16 年伊賀市条例第 182 号）

(3) 伊賀市農業委員会協力委員条例（平成 16 年伊賀市条例第 183 号）

(4) 伊賀市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 184 号）

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	農業委員会会長	年額	228,000 円	を
	農業委員会会長職務代理者	年額	181,000 円	
	農業委員会部会長	年額	181,000 円	
	農業委員会委員	年額	129,000 円	

」

「

農業委員会会長	基本給（月額）	20,000 円	に改める。
	能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
農業委員会会長職務代理者	基本給（月額）	15,000 円	
	能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
農業委員会委員	基本給（月額）	10,000 円	
	能率給	予算の範囲内で市長が定める額	
農地利用最適化推進委員	基本給（月額）	10,000 円	
	能率給	予算の範囲内で市長が定める額	

」

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日前に在任していた農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会部会長及び農業委員会委員の報酬の額は、なお従前の例による。

（伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正）

5 伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第5号中「農業委員会等に関する法律第29条第1項」を「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。

(準備行為)

- 6 第2条に規定する農業委員の任命及び第3条に規定する推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。